



法人の代表者等と公的保険の補償範囲

法人の代表者または業務執行者は、原則として労働基準法上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法に基づく保険給付は行われません。また、健康保険法は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務上の傷病は健康保険の給付対象となりません。

したがって、原則として法人の代表者等の業務上の災害等については公的保険からの給付はありません。しかし、きわめて小規模の事業所の法人の代表者等については、その事業の実態などに踏まえ、当面の措置として健康保険による保険給付が行われることになっています。

健康保険法の暫定的措置

健康保険の被保険者が5人未満の小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等については、その事業の実態が個人の事業所と大差ないと考えられることを踏まえ、当面の暫定的な措置として一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している方については、業務上の傷病に関しても、健康保険による保険給付が行われます。これは、平成15年7月1日からの暫定的措置です。



ただし、法人の代表者等のうち、労災保険法の特別加入となっている方、及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる方(いわゆる「兼務役員」)であって、業務上の傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべき方に対しては、健康保険の保険給付は行われません。

労災保険特別加入制度

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としています。特別加入制度は、労働者ではないが労働者に準ずる者に対して、労災保険への加入を認め、労働災害について保護を図ることを目的として創設された制度です。特別加入の対象者は、中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者です。中小事業主等で労災保険に特別加入する場合の中小事業主等の条件は、常時一定の人数以下の労働者を使用する者(50~300人以下で業種によって異なります。)で、労働保険事務組合に労働保険事務所処理を委託することができるものに限られます。また、家族労働者等も加入できます。

なお、法人の代表者等に対する業務上の事故等に係る補償の対象となるのは、代表者等が実質的に労働者と同じように働いている場合です。原則として、労働者と一緒になって働く、あるいは、時間的、場所的に労働者がいなくても、労働者本来の勤務時間中に同じ場所で働いているときです。

法人の代表者等の公的保険の補償範囲

疾病の原因	法人の代表者等			
	代表者等が労災保険特別加入制度の対象となる場合			代表者等が労災保険特別加入制度の対象とならない場合
	労災保険特別加入制度に任意加入していない		労災保険特別加入制度に任意加入している	
	健康保険の被保険者数			
	5人未満	5人以上		
業務上	健康保険	公的保険給付なし	労災保険	公的保険給付なし
通勤途上	健康保険		労災保険	健康保険
業務外	健康保険			

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸屋町2-10-10パークビル3階 TEL03-5651-0407 FAX03-5651-0408

E-mail:info@kirin-office.com URL:<http://www.kirin-office.com/> (「農業労務管理COM」<http://www.nogyo-roumu.com/>)